# 褒賞規定

## 第 1 条 (目 的)

本規定はJC 運動の発展と昴場に資する為JC 運動に貢献した本会議所に属する個人を褒賞することを目的とする。

#### 第 2 条 (褒賞の種類)

褒賞は次の3種類とする。

- 1. 出席優良賞
- 2. 功労賞
- 3. その他の褒賞

### 第 3 条 (褒賞の基準)

- 1. 出席優良賞は、当該年度に於いて特に出席率が優秀な会員に与える。
- 2. 功労賞は、制限年齢に達した会員に与える。
- 3. 会員、特別会員、会員外の個人、団体が本会議所に対して、功績がある場合は 褒賞する。

## 第 4 条 (褒賞の内容)

- 1. 受賞者には、賞状及び岸和田 JC 盾を贈る。
- 2. その他のスポンサーによる副賞をつけることができる。

#### 第 5 条 (申請及び推薦)

- 1. 褒賞担当委員会(以下担当委員会)は、総務委員会として毎年褒賞申請の提出期 日を決定し、各種推薦母体に申請書の提出を求める。
- 2. 褒賞の推薦母体を次の通りとする。
  - (1) 理事長
  - (2) 副理事長
  - (3) 理事
- 3. 各推薦母体は、所定の期日迄に申請書を担当委員会に提出しなければならない。

#### 第 6 条 (審 查)

- 1. 褒賞の対賞となる時期は、原則として本事業年度に於ける功績に対して行う。 但し、必要に応じてその以前の活動をも考慮する。
- 2. 担当委員会は提出された申請書を審査の上、その結果に意見書を添えて理事 会に報告するものとする。
- 3. 褒賞候補の推薦者は、担当委員会ならびに理事会より資料の提出又は説明を求められた場合これに応じなければならない。

#### 第 7 条 (褒賞の決定)

褒賞の決定は理事会に於いて行う。

# 第 8 条 (褒賞の期日)

理事長は理事会の決定に従い原則として、総会又は例会にて行う。

# 第 9 条 (関係書類)

- 1. 申請書、説明書等の書類フォームは担当委員会が規定する。
- 2. 写真を含む参考資料は事務局に保管する。